



幼児教育・保育の無償化措置の対象範囲等について

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会

平成30年5月31日

横浜市長 林 文子

子ども・子育て支援新制度の趣旨に沿った無償化の実施を！

- 「子ども・子育て支援新制度」では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指しています。
- まずこの目指すべき姿に沿った幼児教育・保育の無償化を図るべきです。

子ども・子育て支援新制度が目指すもの

- 子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します【質の向上】
- 必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します【量の拡充】

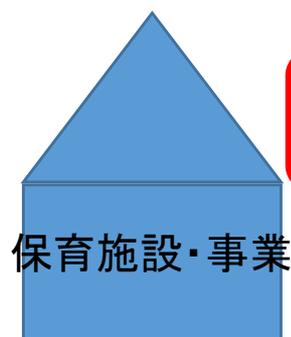
子ども・子育て支援新制度の趣旨に沿った無償化の実施を！

- 幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成等にとって極めて大切な時期であり、この時期における幼児教育・保育の役割は重要です。
- 知識などの認知能力だけでなく、根気強さなどの非認知能力を身につけてもらうためにも、幼児教育・保育の質の向上は不可欠だと考えます。
- 本市では、これまでも質の高い幼児教育・保育の推進に取り組んできています。今回の無償化の範囲の検討にあたり、認可外保育施設等についても保育の質の確保はすべきです。

幼児教育・保育の無償化の範囲について①

無償化は、一定の水準を満たした教育・保育を受けている
真に保育が必要な方に限定すべき！

- 幼稚園、保育所、認定こども園については、子ども子育て支援法、児童福祉法、学校教育法に基づいているため、無償化の対象とされています。(新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))
- それ以外の施設・事業については、原則として上記の法律に基づき一定の水準を満たした幼児教育・保育を提供している場合のみ無償化の対象とすべきです。
- また、今回の無償化の対象は、真に保育が必要な方に限るべきであると考えます。



教育・保育の提供

費用の支払い

利用者
真に保育が
必要な方

ここが無償化されるべきであり、
一定の水準を満たした
教育・保育とすべき

1 幼稚園預かり保育

- 幼稚園預かり保育は、認可を受けた幼稚園等において実施しており、各自治体の待機児童対策等において、認可保育所と同等の重要な役割を担っているため、確実に無償化の対象とすべきです。
- 対象者については、真に預かり保育が必要な方に限るべきであるため、2号認定相当の保育の必要性が認定された方にすべきです。

<本市における預かり保育事業の概要>

【実施時間・日数】

午前7時30分から午後6時30分まで(11時間)、夏休み等の長期休業期間中も含めて実施

【保護者負担額】 月額0円～9,000円(給付対象園は、市民税額等による応能負担)

【実施園数】市内幼稚園・認定こども園の67%にあたる187園が実施(平成30年4月現在)

【対象者】1日4時間以上、月12日以上働いている方など保育を必要とする在園児※

・月極利用者数は平均7,072人(28年度実績より)

※国の定める2号認定と同様の要件

2 認可外保育施設等(総論)

- 公平性の観点から全ての施設・事業を対象にした上で、指導監査を強化していくべきとの意見もあります。
- しかし、子どもたちにより豊かに育てもらうためにも認可外保育施設等については質の確保をした上で対象にすべきです。
- そのため、今回の無償化の対象施設は、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、一定の水準を満たした教育・保育を提供している施設・事業に限定すべきです。
- 今後、一定の水準を満たす施設を増やしていくためにも人員配置に応じた運営費補助の充実など認可化移行支援の強化も更に推進していくべきと考えます。

2 認可外保育施設等(施設)

- 本市においても年1回の立入調査をほぼ100%の施設に対して毎年行っていますが、認可外保育施設は、事前の審査がなく事後の届出のみで開所できるため、全ての施設において保育の質が確保されているとは言えない状況です。
- 無償化の対象とするのであれば、最低限、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付を要件とすべきです。

【参考】本市における認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設数の推移(各年4月1日時点の施設数)

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届出対象施設数 | 1 8 1 | 1 9 4 | 1 7 8 | 1 8 9 | 1 9 2 |
| 交付施設数 | 9 6 | 1 2 3 | 1 2 4 | 1 2 7 | 1 5 3 |
| 交付割合 | 5 3 % | 6 3 % | 7 0 % | 6 7 % | 8 0 % |

2 認可外保育施設等(施設以外)

- ベビーシッターやファミリー・サポート・センターなどの居宅訪問型の事業については、居宅での保育が中心であるため、利用者の実態把握が難しく、立入調査方法も不明確です。
- 保育の質に課題のあるベビーシッターも存在していることから、1:1の保育や利用者の居宅における保育であるという特性を踏まえた「居宅訪問型の認可外保育施設 指導監督基準」を国で新たに作成し、自治体の立入調査方法を全国的に明確にしたうえで、その基準を満たしている事業者のみを対象に実施すべきです。

2 認可外保育施設等(対象者)

- 認可外保育施設等の対象者については、真に保育が必要な方に限るべきであるため、2号認定相当の保育の必要性が認定された方にすべきです。

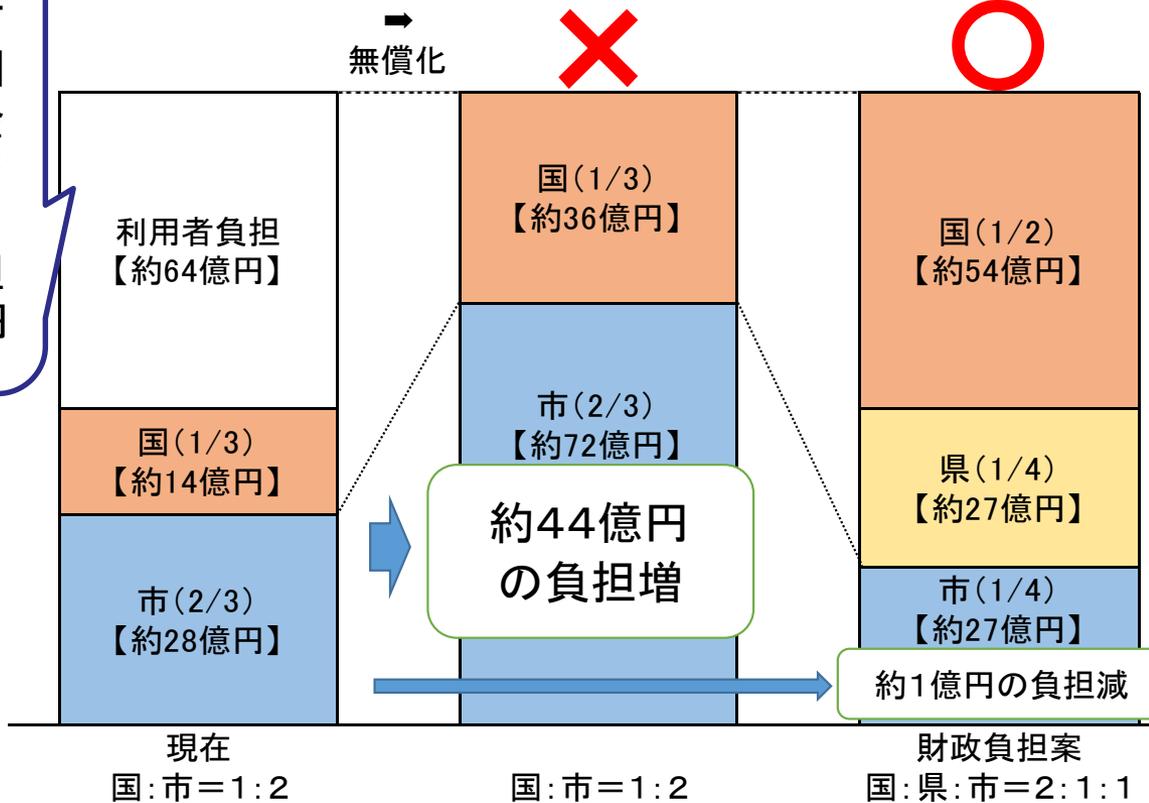
国において所要の財源を確保し、地方の負担軽減を図るべき！

- 地方の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保に支障をきたさないよう、国において所要の財源を確保し、地方の負担軽減を図るべきです。
- 国の施策として、全国一律で行うものであることから、必要な財源措置を国の責任において行うべきであり、地方交付税に委ね一般財源化することなく対応すべきです。
- 無償化の対象となる施設等の負担割合については、保育所等の給付対象施設・事業における【国2：県1：市1】をベースに設定すべきです。
- また、公立保育所等自治体が100%の負担で実施している認可施設・事業も同様の設定にすべきです。

国において所要の財源を確保し、地方の負担軽減を図るべき！

■就園奨励補助金(幼稚園)のイメージ

約半数の方が国の就園奨励補助金の対象外であるため、利用者負担が約64億円



現在の負担割合のまま利用者負担を無償化すると、市の負担が大幅に増加するため、国2:県1:市1の負担割合とし、自治体の負担軽減を図る必要がある。

国2:県1:市1の負担割合とした場合でも、認可外保育施設利用者への無償化は、自治体負担がゼロの状態からの実施となるため、確実に自治体の負担が増えることになる。

自治体の事務負担軽減を踏まえた制度を早期に提示をすべき！

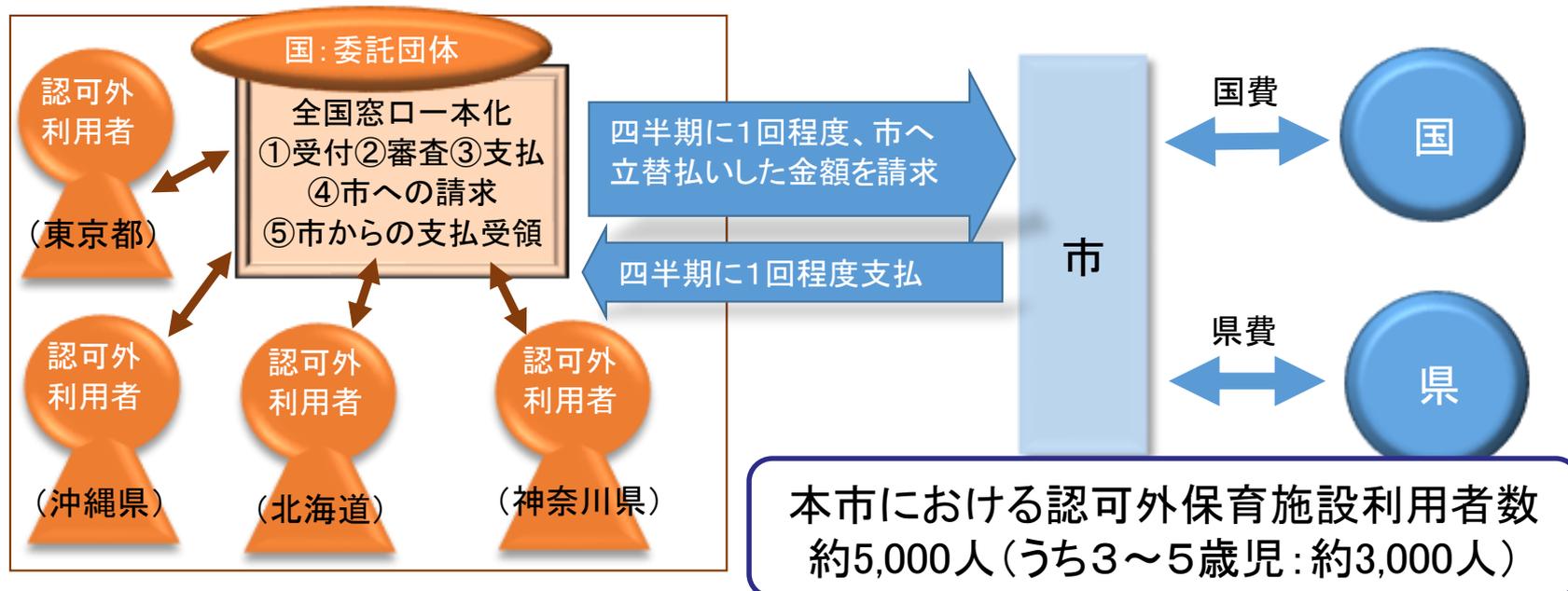
■ 無償化が実施されるにあたり、各自治体においては、下記の業務について相当な業務量の増が見込まれます。

- ・対象者の増に伴う保育の必要性の確認(支給認定業務)
- ・二重給付防止のための個人利用状況の管理
- ・認可外保育施設等の指導監査強化及び情報管理

■ そのため、各自治体の業務量増に対する人件費や事務費等への補助が必要です。

自治体の事務負担軽減を踏まえた制度を早期に提示をすべき！

- 例えば、認可外保育施設利用者の無償化に対する全国統一の受付窓口を設けたり(下図のイメージ)、給付対象施設・事業に対する給付事務を各自治体の事務から国の委託団体の事務に転換するなど自治体の事務負担軽減につながる制度設計を行うべきです。



自治体が余裕を持って準備できるようにスケジュールを早期に提示をすべき！

- 無償化の施行時期や制度詳細の決定については、自治体が余裕を持って準備（例規改正、システム改修、保護者等への周知、対象施設の確認等）できる期間の確保が必要です。
- 法案可決後の実施要綱や交付要綱等の発出後、最低でも6か月間は準備期間が必要であるため、平成31年4月に、認可・認可外の公平性を担保した上での実施は、自治体の準備期間から考えると難しく、平成31年度後半からの実施が現実的であると考えます。

- ① 幼稚園預かり保育は確実に無償化の対象に
- ② 認可外保育施設等は一定の水準を満たした施設に限定
- ③ 対象者は、真に保育が必要な方に限定
- ④ 地方の負担軽減のため、国において財源の確保を
- ⑤ 自治体の事務負担軽減を踏まえた制度設計を
- ⑥ 自治体が余裕を持って準備できる期間の確保を

本市としても未来を創る子どもたちのため、国と協力し、
「保育の質の維持・向上」「受入枠の拡大」
「保育士等の確保」に一体的に取り組んでいきます